

水質汚濁防止法等の法改正に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、水質基準の一部に改正がございましたので、下記の通りご連絡申し上げます。ご理解を賜りまして、今後のお取り計らいの程、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

●水質汚濁防止法施行規則、下水道法施行令の一部を改正する件 《改正前》



←環境省発表資料

項目	基準	
六価クロム化合物	排水の許容限度	0.5 mg/L
	地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準	0.05 mg/L

《改正後》

六価クロム化合物	排水の許容限度	0.2 mg/L
	地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準	0.02 mg/L

施行期日：2024年4月1日

●水質汚濁防止法施行規則・施行令、建築基準法、並びに 下水道法施工令の一部を改正する政令



←環境省発表資料

《改正前》

大腸菌群数	1立方センチメートルにつき3,000個以下(3000個/cm以下)
-------	-----------------------------------

《改正後》

大腸菌数	1ミリリットルにつき800コロニー形成単位以下(800CFU/ml以下)
------	--------------------------------------

施行期日：2025年4月1日

上記内容につきまして、ご不明な点がございましたら、担当者へお問い合わせください。

 株式会社 **九州保健ラボラトリー**
Kyushu Hoken Laboratory



鹿児島事業所 〒890-0021 鹿児島市小野二丁目15番2号
TEL 099-218-3636 FAX 099-218-3553
e-mail: ono@kyuho.co.jp
福岡サテライト 〒812-0881 福岡市博多区井相田三丁目5番10号
TEL 092-404-5455 FAX 092-404-7015
e-mail: fukuoka-s@kyuho.co.jp

詳細はコチラ

